

## ～市民自治によるまちづくりを目指して～

### 江南市のまちづくりのためのルールを考えるシンポジウム

2010. 10. 11 14時～16時

すいとぴあ江南 多目的ホール

参加者125名

#### 【基調講演】(要旨)

講師 中田實氏

江南市自治基本条例検討委員会会長、愛知江南短期大学前学長・特任教授

演題 「江南市『市民自治によるまちづくり基本条例』制定の意義」

検討委員会で、条例(素案)の取りまとめをしてきた立場で、条例が目指しているものについて、主に今なぜ必要かについて説明する。

検討委員会は、平成21年1月から「自治基本条例」の検討を始めたが、市議会の特別委員会からは「まちづくり基本条例」が提案された。平成22年7月に、両委員会で懇談会を開催した結果、考えていることはそんなに変わらないことがわかった。

自治基本条例とまちづくり基本条例は似たところもあるが、権利的にはかなり違う。今の自治体は、基

本的には市民の主権で行う仕組みになっているが、自治基本条例の趣旨は、自治の主権者たる市民の権利をどう保障するのか。市民の権利を明確にすることである。

対して、まちづくり条例の趣旨は、市民の権利が何かを越えて、市民、行政、議会、事業者等、みんなで、参加してまちをつくろうということである。

今、江南市で期待されているのは、みんなで江南市をもっとよくしていこうという思いを実現するためのルールだろう。原則は市民自治をはっきりさせながら、同時に単なる権利だけでなく、市民も責務を負ってまちづくりにかかわりましょうと。

二つの条例は、相反するものではなく、条例(素案)は両方を盛り込んだものにしたため、名称も二つの条例名称をあわせたような「市民自治によるまちづくり基本条例」とした。

基本原則について。戦後の政治や行政は、基本的に市民の意思により行われており、それを宣言するのが大事(市民自治)。まちづくりを含めて協働で行う(協働の原則)。当然、かかわるすべての主体が平等であると(平等の原則)。個人情報保護の問題で、行政がなかなか情報を出さないことがあり微妙なところもあるが、公表できるものは



共有していく（情報共有の原則）。

市民の定義は、単なる在住だけでなく、在勤・在学も含む。また、個人だけでなく、団体・組織も含む。かなり広い意味で使っている。

「協働によるまちづくりの推進」は条例の中心テーマになる。市民のまちづくり組織の活動への参加。ここでいう「まちづくり」は、単に市民によるまちづくりだけでなく、行政の行っていることも入る。市民、行政みんなで江南市をつくっていく意味である。今までのまちづくりの主体の幅を、大きくしていくことが市民の責務。そのためには、まちづくりの組織の運営についても、閉鎖的にならず、外に広げて、いろんな力を結集していく。地縁による区・町内会だけではなくて、NPO等の市民活動も含み込んでいく。両方でまちづくりを進めていく。条例は、そんな協働を進めようという中身になっている。

第5章・6章は、まちづくりの中心主体である議会と行政が規定されている。議会のあり方については、名古屋市にしろ、大阪府にしろ、阿久根市にしろ、いろんな問題がある。よく言われているのは、議員の活動がよく見えないことがある。名古屋の河村市長は、これからは市民が決めるということでやっている。ただ、首長と市民には距離がありすぎる。その間で、市民の中に入って、その市民たちを代表する者として選んだのが議会の議員。議員はそれだけ市民に近いところで、市民の意思を表明する機関として議会がある。市長側では、市民の声を聞く点で変化、発展してきている。委員会を置く場合、公募委員を入れたり、パブリックコメントを実施したりしている。その間、議会は市民の声を聞く仕組みを、どうつくってきたかということが見えてこない。今、そこが問われており、課題である。この辺りも基本的項目であるが、議会が独自に検討する考えのようなので、この条例ではあまり深く規定していない。一方、行政の方では、「市民の意思の反映」を具体的にどのように進めていくか。これが条例の大事な中身になる。できあがってから、理解を求める旧来のやり方ではなく、施策の形成、執行過程、その後の評価まで含めて市民がかかわっていく仕組みをつくる。これは、戦略計画等々でもその仕組みは一応取り入れられ、進行している。

「まちづくりと市政に関する情報の公開」は、情報の共有という中身であるが、基本的には進めていく決意の表明。

市民の声を聞く一番ストレートな方法は、議会という間接民主主義でなく、直接民主主義に係る部分で、今の仕組みでは「住民投票制度」がある。直接市民の意見を代表できる制度を、どう取り入れたかと条文を読んでみたら、こんなことしか書いていないのかという疑問もあろうかと思うが、ここではさらっと書いてある。これは、住民投票を軽視している、必要ないと考えているわけでない。住民投票は、普通の案件で乱発、乱用するわけにはいかない。とても大事なときに意味を持つ。あらかじめ制度をつくっておくのも意味がないわけではないが、実際にそのときどうするのかということ抜きにしてつくっておいても、その場になってそれが適切かどうか、わからないところがある。今これを、条例で貫いておくよりも、もうちょっと状況を見た中で考えていった方がよいのではないかという判断があった。また、今、政府が地域主権改革を進めており、早ければ、平成23年度、24年度に地方自治法の抜本改正、あるいは、地方政府基本法をつくらうかという検討がされている。その中では、住民

投票の制度化が入ってくるということが予告されている。場合によったら、住民投票の個別法をつくろうかという話も聞こえてくる。そういう大きな、法律レベルの取り組みがあり、それを見た上でも遅くないのではないか。早まって決めてしまうよりも、動きを見ながら、さらに考えていきたいと思いますという判断がもう一つあった。ご理解をいただきたいところである。

なぜ、今条例をつくるのかにかかわってくるが、戦前のように政治や行政をお上がやる時代でないことは明らかであるが、実態として市民が日々の政治や行政を決めているのかになると、必ずしもそうではない。これを住民自治に近づけるようにということで、平成7年に地方分権推進法ができて、その後も、地方のことは地域でということが進められている。具体的なあらわれとして、地域のことは自治体が条例をつくって決めていく流れができています。この条例は、その流れの中の一つである。そうすると、法律と違い、地域ごとの固有の事情なり、歴史なりの条件を踏まえて条例をつくることができる。そういうことで、江南市らしいまちづくりが進められるような仕組みをつくる。これがこの条例の趣旨である。じゃあ条例ができて、具体的に何をするのかということがあるとすれば、それは条例実行のために、新たに何かするというのではなく、市政、あるいは市民が取り組んでいるまちづくりの全体を推し進めるためにこの条例を使うということである。行政も市民も、さらに多くの力を結集して取り組む。具体的には、市のレベルなら戦略計画を目標どおりに実現できるかどうか。評価もすべて晴れマークになるように、行政も市民も頑張る必要がある。そのための基本的なルールがここにある。それを通して、自立した地域社会を実現することが、この条例の目的である。

条例といってもたくさんある。数えてみたが、江南市でも169本、規則まで含めると445本の条例、規則がある。こういうたくさんの条例、規則、みんな横並びなのかということ、そうではない。やはり、基本的なルールを決めるものがある。この条例は“基本条例”といているから基本的なことを定めた条例。法律でいうと、憲法があって、憲法に反する法律は違憲審査でだめですということになる。条例の場合、憲法に当たる条例はないが、多数ある条例の中で、より基本的なことを定めた条例と、その実行を定めた条例が当然ある。この基本条例は、市、市民が取り組む活動の全体についてのルールを定めるものである。今後、別の条例が制定される場合も、この条例の趣旨が尊重される位置づけである。条例は、親条例、子条例、孫条例となっていくが、この条例は親条例の位置づけであり、それが“基本条例”といている意味である。

この条例をみんなの力を結集して取り組むことによって、一つは戦略計画の目標を達成すること。それから住民の力によるまちづくりを前進させる。一部の献身的な方だけの力だけでなく、さらに力を広げていく。この辺は地域ごとのさらなる取り組みが必要である。他の自治体には、地域を細かく規定した基本条例もあるが、江南市の場合は、そこは特に規定されていない。そういう意味では、各地域ごとに区、自治会でどうしていくのかという議論は残っている。議会についても、議会基本条例を制定されるか。そういうものを踏まえて、議会もより市民に見えるような関係をつくってもらおう。これらの力を合わせれば、市民に身近で、活力ある行政が実現する。条例に

は具体的な話は出てこないが、基本原理とルールを定めておいて、どんなことを行うときでもそれを基にして、多面的に展開する。その結果、豊かで、明るくて、安全な江南市ができていけば、条例制定の意義はある。ただ、この条例は国の改革、法律等々と連動しているので、固定的なものと考えする必要はない。状況にあわせて、市民力の成長を踏まえて、これが発展的に改革されることも期待されている。基本条例の全体の狙いは以上のようなことです。

**【パネルディスカッション】（要旨）**

**コーディネーター 武長脩行氏**

江南市自治基本条例検討委員会委員、椋山女学園大学教授

**パネリスト**

**沢田和延氏**

江南市議会まちづくり基本条例特別委員会委員長

**平松宏幸氏**

特定非営利活動法人キッズサポート江南代表

**加藤幸治氏**

江南市市民協働・市民活動推進協議会会長、

愛知江南短期大学教授

**早瀬裕子氏**

江南市自治基本条例検討委員会委員、

江南市国際交流協会運営委員長

**大竹誠**

江南市経営企画部地域協働課長

**◆条例（素案）について**

○大竹 条例素案の趣旨は、基本的には「自分たちのまちは、自分たちで考え、自分たちでつくっていく」、「自分たちが決めたことに責任を持つ」という地方分権の趣旨を踏まえ、まちづくりに関わる「市民」「議会」「行政」などの責務や役割を明らかにし、まちづくりに関する仕組みや制度の基本を定めるルールであるということである。

そもそも、ここでいうまちづくりというのは何か。例えば、不審者の目から子どもを見守ったり、1人暮らしのお年寄りの安否を気遣い、確認したりして、みんなで地域の課題解決を図ることや、歩道や道路脇などにプラントを置き、花の植栽をして、綺麗な景観あふれたまちにしたりするなど、また、昨夜は花火大会が開催されたが、今朝には周辺清掃がボランティアで行われた。ここまでが花火大会の事業になっている。このような地域を活気のある明るく住みよいところにするための取り組みや活動であると考えている。

まちづくりに関する基本的なルール、つまりまちづくり基本条例がなぜ必要か。江南市では集中改革プランの実行により、5年間で110人の職員削減、40億円の経費削減に取り組んできた。持続可能で、健全な財政確立に努めているが、少子高

齢化が進行し、税収が減るなどにつれて、多様なニーズに行政が応えるのが難しくなり、行政が行うサービスの選別をする必要に、さらに迫られることが予想される。あわせて、地方分権一括法施行による「地方分権」で、地方が自らの「自己決定」、「自己責任」のもと、地域の実情にあった行政が求められている。一方では、市民の中に、自分たちの思いの込められたまちをつくりたいという意思のもと、公益的な活動をする市民活動団体が段々現れてきた。

江南市戦略計画には、地域社会のしくみとして、「だれもが主役、みんなで築く、みんなの郷土」、地域の進むべき方向を「共に考え」、地域づくりを「共に担う」と記されているが、これが江南市の今後目指すまちづくりのあるべき姿である。

こういったことから、江南市自治基本条例検討委員会は、18回に及ぶ熱心な会議を重ね、まちづくり基本条例の素案ができた。この間には、江南市議会の江南市議会まちづくり基本条例特別委員会との懇談会も行った。特に、条例名称については自治基本条例、あるいは、まちづくり基本条例のどちらにするかなど、かなりの議論がされてきた。条例への親しみやすさと、自治の概念の啓発の両面が必要とのことから、仮称であるが「市民自治によるまちづくり基本条例」として示すに至った。



#### ◆市議会の今後の対応について

○沢田 平成17年当時、北海道のニセコ町のまちづくり基本条例が全国に広がりつつあり、自治をうたう場合に、またまちづくりをする場合の模範となっていた。議会としての対応としては、江南市でも自治基本条例をつくることを訴える一般質問があった。それに対し市長から、前向きに検討していきたいとの答弁があり、その後平成21年に自治基本条例検討委員会が設置された。

検討委員会を設置する折、議会からも参加してほしいとの話があったが、議会で

検討した結果、議員ばかりが発言して、市民の意見が届きにくくなり、議員中心のものになってしまうのではないかと懸念から遠慮した経緯がある。半年後、検討委員会を傍聴したが、個人的な意見だが、少し私の考えと違ったところもあるかなと思った。最終的に、条例案は検討委員会から市長に提案され、市長から議会に上程される。議会としても考えを発信しなければということで、急遽、議会内に任意の検討委員会を設置し、検討を開始した。その後、今年5月には特別委員会となり、引き続き、検討してきた。

特別委員会でも名称、条例の位置づけ、住民投票などを始め、条例骨子案の全項目について議論した。骨子案では最高規範という表現があり、本当にそのような表現でいだろうかという議論がされた。住民投票制度では、具体的に何分の一以上の連署だとか、年齢要件、外国人も可とする規定がされていたが、これらにはさまざまな考え方がるので、もう少し考えてほしいとの意見が出た。このような意見を持って、7月15日には検討委員会とすり合わせを行い、それを経てできたのがこの素案である。非常に有意義な話し合いになった。

○武長 条例名称について、当初、骨子案は「自治基本条例」であったが、議会側が「まちづくり基本条例」となり、議論した結果、今の名称になった。

「第2条 この条例は、本市の市民自治によるまちづくりに関する最も基本的な意思の表明であり、その趣旨は最大限尊重されなければなりません。」となっております。基本条例が親条例であるゆえんである。

#### ◆公益的市民活動を行っている立場からみた条例、協働について

○平松 私は5年程前に、市が実施する各種のイベントを応援することを目的としたイベントボランティア協会を立ち上げた。例えば、駐車場の整理案内等、陰から協力すること。昨夜も市民花火大会に会場警備として40名の会員が応援に当たった。条例で「市民、事業者等及び市が、それぞれの立場や特性をお互いに尊重した上で、それぞれの役割と責務を自覚し、対等な立場で目的遂行に向けて協力することをいいます。」を目にしたとき、今までの私どもの活動が意味していることであると、「協働」が定義されており、会員も喜んでいと思う。

また、一昨年、子育て支援、多文化共生を主たる事業として、NPO法人キッズサポート江南を設立した。市の施設である古知野児童館と藤ヶ丘児童館の指定管理を受け、事業型NPOとして活動している。この様な形で活動の拠点を提供されたからには、様々な子供たちに児童館学童保育の楽しさを提供していこうと思っている。

例えば、学童と一般の子供たちに食育として、「さつまいもの苗付けから収穫までの体験」、子育て体操教育の開催による「未就園児の親子のふれ合い」、ミニロケットをつくる「ロケットを飛ばそう」など、さまざまな活動をしている。

多文化共生では、市国際交流協会の協力で、外国の子供たちと仲良くなろうという遊びや、かいこの飼育から、まゆ人形作りまでの指導をしてもらっている。こう

した事業は、他のNPO団体、公益的活動団体、個人、組織の皆さんの応援と協力があつて初めてできる。

先日、市民懇談会に出席したときに、検討委員からこれは江南市の憲法であるとの説明を受けた。憲法であるがゆえにこの様な堅い文章であってもよいと思うが、これだけでは市民の理解はなかなか得られない。中学生でも高校生でも理解しやすい解説なり、江南市独自のローカル色を入れた説明が、別にあつてもいいと思う。

これから先では、その点を含め検討していただき、市民みんなにわかりやすい説明ができればこの条例が生きてくる。

- 武長 協働とは、1足す1が2じゃなくて、3になる補完関係のことをいう。プラス、プラスの関係。条文を浸透させる方法、アイデアとして、わかりやすいパンフレットの提案があつた。

#### ◆地域まちづくり補助事業について

- 加藤 条例素案は、市民自治によるまちづくり基本条例となつており、行政という強い意味でなく、市民に対して、時代に即している形が見受けられる。

地域まちづくり補助事業の経緯について、平成22年度で3回目になるが、平成20年度に採択された事業は3件あつた。2年間までの形になるが、1年目は補助率90%、最大30万円、2年目は60%、18万円という形で進んでいる。報告会も行っている。平成21年度は5件が採択された。平成22年度は4件が採択され、現在も進行している。それぞれ年度末に報告会が行われている。3年継続されてきたが、2つ以上の団体という条件があり、それが高いハードルになっているのではないかということが出てきた。皆さんに参加してもらふことを考えて、個人でも、小さな団体でも申請できる形にする見直しが進んでいる。また、平成23年度の継続をする方は、30万円の80%の24万円とすることも検討されている。まだ、決定はされていないが、そういう見直しがされている。是非、皆さんに補助事業を考えてもらい、少しでも使ってもらい、広めてもらいたい。

また、地域情報センターの2階にある、市民・協働ステーションは皆さんに気軽に来てもらえるようになっており、是非利用してほしい。

- 武長 既に皆さん、いろいろ活動されているが、その活動を促進させるような条例があればということで、このまちづくり基本条例をつくろうと。条例は、まちづくりを進める道具みたいなものである。

まちづくり組織は、先行している伊賀市では、住民自治協議会をつくろうとしている。将来、つくるところまでいくかは、条例ができてから検討することなので、検討委員会では具体的なものはまだ出ていない。

#### ◆外国人と地域の関係（多文化共生）について

○早瀬 条例を自分の今行っている活動に当てはめて考えてみた。5年前に、ボランティアハウスとして「ふくらの家」が開設できた。地域の高齢者、子ども、外国人、いろんな人が、毎日集まるようになった。その後、外国人の子どもに係る課題が浮かび上がってきた。学校からの連絡などが日本語なのでわからない。何とか、わかる方法はないか。そこで母親たちが母国語のポルトガル語、スペイン語で翻訳するために、日本人と組んでスタッフとして関わってきた。ブラジルには九九がない。2年生で覚えないと、次が進めない。そこで、放課後支援ができないかと呼びかけたところ、元教師で今ちょっと手が空いている人、子育てがすんだ方、近所のおじさん、民生委員、いろんな人が集まった。また、日本の給食に慣れていない子どもは、学校では給食を食べてこないこともわかってきた。そこで、料理のグループの方が、おやつをつくってくれるようになった。ふくらに來たいが遠くて來られない子どもを、車で学校まで迎えにいくボランティアも出てきた。

とっても難しいことのように見えた条例であったが、私がみんなとやっていることを考えると、これは簡単なことだと思うようになった。一人ではできないことも、みんなが自分のやれることを何かやり、協働すればそれが可能。そのためのルールが基本条例だと思う。基になる条例が私たちの活動を守ってくれて、それを広げてくれることを願っている。

○武長 既に活動している中で、どんどん参加があり、それが広がっていった事例が紹介された。それをさらに進める条例になればいいという趣旨。

個人、NPO、自治会、全部がまちづくりの中心である。今回のシンポジウムには、事業者からの出席がないが、商工会議所も地域の推進母体になる。

#### ◆江南市の戦略計画、江南市民憲章との関係について

○大竹 市民憲章は、スローガン、人々に呼びかける標語。一方、条例は、戦略計画で地域経営、つまりまちづくりということから出てきた。まちづくりに当たり、戦略計画では、まちづくりの目標のために、「市民の役割」、「市役所の役割」が明記されている。それぞれが、その役割を果たすためのルールがまちづくり基本条例。戦略策定の際には、市民に役割を課すのは憲法違反ではないかとの意見もあったが、そういうことではなくて、みんながまちづくりに向かっていけるような気風、雰囲気醸成していくために必要な条例である。具体的な施策は、今後考えることになる。別に定めるとした条例についても今後の課題。



#### ◆講師、各パネリストへの質問・意見

○（質問者） 基調講演の中でも、市民の意思の反映という言葉があった。知識とか価値を地域でどのように共有していくかという（ナレッジマネジメント）視点からいうと、最初にこの条例をつくる段階で、例えば、時間はかかるかもしれないが、事業者なら商工会議所の皆さんと議論を深めるべきではないか。また、地縁組織の中でも説明会を開き、もうちょっと時間をかける選択肢もあるのではないか。今回は条例を先に制定し、その後広報やホームページなどを通じて、条例の内容を市民に周知されるようだが、その方法を選択した理由は何か。

○大竹 自治基本条例をつくろうという最初の動きのときに、どういうものかを説明するために、地区や市民活動団体の方に説明する機会を30回程度持った。その中で、皆さんに説明するに当たり、具体的な形として、条文的なものを見ていただく形でない、なかなか理解を得にくいと思った。もうちょっと早い段階で、骨子案の段階で示す考えもあったが、スケジュール的に難しい部分もあり、今回、素案の段階の形で示すことになった。

○武長 検討委員会は、行政主導型ではなく、市民の方の意見が活発に出ていた。行政のルールに乗ったわけではない。現在、各地区で市民懇談会もやっているの、言われたことを取り入れながら、今後どうやるかということになるかと思う。

-----

○（質問者） 全体の感想は、自治基本条例の性格がかなりあいまいに、薄れてしまって、まちづくり基本条例の性格が濃くなりすぎているのではないか。特に住民投票の規定では、具体的なものが何もない。ここまで、あいまいにするのなら、今ここで、まちづくりの基本条例を定める意味もあまりない。例えば、私の経験でいくと、江南市内のことではないが、議会に請願しても、また、地方自治法に基づいた住民投票条例の制定の直接請求を行っても、議会が市民の意見を反映せずに否決してしまった。結局、住民の意思はどこで反映されるのか。今の地方自治法に定められている二元代表制でも叶えられないような住民の意思を尊重するための、補完するための自治基本条例が必要だということで、この条例制定がなければ、そのところを一番あいまいにしたまま、今ここで、性急にまちづくりの基本条例を定めるのは、非常に問題ではないか。

先ほど、議会代表のパネリストからは、議会側の特別委員会と行政側の検討委員会とのすり合わせの中で、この住民投票条例の規定があいまいになったという発言があったが、その経過を説明してください。

○沢田 基調講演の中では、自治基本条例、まちづくり基本条例の定義があったが、私の考えの中では、きちんとした定義というのはなく、むしろあいまいでもいい。どちらでも、とれるようなもので、結果的にそうした地域社会に根ざした協働社会ができればいいというのが、私の考え方である。

住民投票の件については、素案の前の骨子案の段階では、具体的に数字をもって示されていた。ただ、例えば、国民投票法が成立しているが、具体的に18歳という数字は出ているが、細かなことは今後決めていく段階。もう一つ、外国人の地方参政権の問題。そのようことも議論としてある。また、国で住民投票法をつくろうとする動きもある。したがって、こういった流れを、私たちも見なければいけない。

自治法の直接請求による住民投票条例の制定については、議会でチェックがかかるが、そこには二元代表制や、多数決の原則があったりする。少数意見としては聞く機会ではあろうが、結果的には多数決で採決されていくので、その辺のところは現行法でもやれるし、この基本条例の段階で、住民投票の項目をきちんと規定するのは、少し拙速ではないかと考える。

○武長 基本条例は、最後は議会で審議される。議会側とまったく平行線の案を出してやってもいけないので議会の特別委員会との懇談会をもった。住民投票は、検討委員会の当初の案では出ていたが、別にやめるということではなく、もっと具体的な別な条例で定めようということである。むしろ、どういう住民投票条例にするかというときに、今のような意見を入れたらと思う。基本条例に入れるやり方と、別に条例をつくるやり方がある。

○中田 まちづくり基本条例は、市民の基本的権利のようなところがはっきりしていないのではないかとこの点においては、当初案からは少し薄まっている。ただ、いろんな運動が背景にあって取り組まれるわけであり、条例の条文でなく、その運動の方を支援する。多くの声に基づいた運動にしていって、市民の力を大きくしていくところで役に立てて、その結果、目標が達成できるようにするのが趣旨である。住民投票条例については、いずれ議論しなければならないと思う。

-----

○武長 骨子案の段階では、議会の項目ももっと多かったが、削ったのは、実は、議会の方が、議会基本条例を今後つくる方向で考えているということがあった。まちづくり基本条例ができれば、議会基本条例はその趣旨を最大限活かして、その子供条例という位置づけになれば一番きれいになる。今後の議会側の対応は。

○沢田 骨子案の段階では、議会の役割をもう少し書いてあったが、全体のバランスからいって、この2条程度が一番いいのではないかと。詳細なことは議会基本条例というものを視野に入れて、特別委員会の中では話をした。別の議会改革検討委員会の中でも、既に議会基本条例の話が少し出ているが、来年4月に改選を控えており、その後になるかもしれないが、ある程度形だけは、今回の条例案が可決された折には準備を始めなければならないと思う。

先行している北海道栗山町議会では、議会が住民のところへ出向き議会の説明を

する議会報告会や、いろんなテーマで自由に話ができる“一般会議”が議会基本条例の大きな特徴、ポイントとなっている。

また、三重県伊賀市議会でも、議会報告会、議会としての出前講座、政策検討会、一つのテーマを持って自由に議論する場などが議会の基本条例の中でうたわれている。

実際、江南市議会の方でも会派ごとであるが、地域へ出向いて、議会の報告を行ったり、市民からの声を集めたりしている。また、アンケートや相談会を実施したりしている会派もある。ただ、議会全体として行われているわけではないので、情報を広く流すということが非常に難しい状況である。いずれにしても、今後は議会全体として、議会基本条例を通じながら、何かやっていくということも考えていくべきと個人的には思っている。

-----

○（質問者） 第19条に市民の意思の反映がある。素案では、市民参加の市政を進めますという理念的なものになっているが、基本条例を生かすも、殺すも、市民の意思の反映がなされるのかどうかにかかる。私は検討委員会で、この1項、2項だけでなく、具体的な方法を規定すべきことを強く訴え、やっとのことで、別の条例で定めますという文章が残った。先日も検討委員の一人として市民懇談会に出席したが、住民投票制度をさかんに気にされる方もいる。自分たちの意見を言う場がないと。

問題は、別に条例を定めるとき、我々市民はどのような形で参加できるのか。議会と行政だけでつくってしまったら、市民の意思の反映が行われない。そうになると、せっかくの基本条例は死んだ条例になって、ただつくりましたということになる。子条例の制定時期はいつか。また、その制定過程では、行政、議会、市民という三者一緒の形でやってもらいたい。

○武長 別に条例で定めるといえるときに、その条例の策定委員会はどうするのかについては議論の余地がある。市の考え方はどうか。

○大竹 条例の中で、別に条例で定めるといえる規定が幾つかある。来年度以降、子条例の制定に向けて検討していくことになろうかと思う。議会の方は、何とも言えないが、市民参加の条例については、公募市民に委員として入ってもらおうと考えている。

○（質問者） 初めから、行政、議会、市民の3者が一緒になって、テーブルを囲んで、丁々発止とやればいい。

○大竹 もともと、自治基本条例検討委員会も、市民、行政、議会を含めた形でやろうと考えた。結果として、議会側の考えもあって入っていないが、その辺の構成については検討課題である。

○（質問者） 初めから三者が腹藏なく話し合うことが必要。キャッチボールを陰でやっても、いつまでたっても平行線ということもあるので、そうすると、どこかで妥協するという形になってしまう。三者が一緒になってやるという非常にいい機会になる。

#### ◆最後に、一言

○沢田 議会基本条例については、議会として統一的な話はないが、条例（素案）では視野には入っている。

○平松 個人であれ、団体であれ、声をかけたときに、気楽に協力してもらえようようなコミュニケーションをもっと図っていかなければいけない。そういった意味で、基本条例があれば理解していただきやすい。子どもたちのために行っている取り組みがあったら聞かせてほしい。一緒になって活動していきたい。

○加藤 条例などのルールは、すべてを網羅するのは難しい。まだ素案の段階であり、検討していく余地も、きょう会場の方からあった。条例が、まちづくりを協力してできるような、使いやすい形になればいい。

○早瀬 条例をつくることが目的ではない。生きた条例として、使っていけるかどうか。私たちが自治の主体であることを自覚して、まちづくりに取り組むことが一番大事。地域には貴重な人材が眠っている。是非、みんなで発掘して、協働してすばらしい江南市にしたい。

○中田 いろんな情報がうまく流れて、必要なところで、それが活用される仕組みをどうつくるか。条例を細かく書いていけばいろいろあるが、基本的な精神のところでは書いている。情報の共有、これが中心の条例になっている。



○武長 条例はまだ完全なものではない。名称、別の条例で定めることについて、条例公布・施行後の啓発などの課題がある。パブリックコメントでも意見を寄せてほしい。